

日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業
募集要項

1. 趣旨

本事業は、医療及び薬事衛生における薬剤師職能及び薬局機能について、発展を希求する調査・研究に対して助成する。

2. 調査・研究課題

以下の薬剤師及び薬局に係る調査・研究を募集する。

- ①薬剤師による薬物療法の質の向上
- ②医療の質並びに患者満足度の向上
- ③医療費の適正化・医療資源の有効利用への貢献
- ④薬事衛生活動による地域公衆衛生への貢献

なお、都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会と連携・協力して研究を行うことを推奨する。その場合、申請者は都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会に連携・協力の打診をすること。

3. 申請締切・方法

- ・ 申請締切は令和 8 年 10 月 20 日 ※必着
- ・ 所定の交付申請書(日本薬剤師会ホームページからダウンロード)に必要事項を記入し、日本薬剤師会まで郵送する。他の方法では受け付けられない。

4. 申請対象者

申請者は、研究開始から完了まで日本所在の大学・研究機関・薬局・薬剤師会等に所属する研究者、又は調査・研究を志向する者とし、日本国内に居住しているものに限る。

(申請に関する注意事項)

- ・ 他機関等からすでに助成を受けている同一の調査・研究による申請はできない。
- ・ 同一の調査・研究について本事業と並行して他機関等の助成事業に申請している場合において、他機関からの助成が決定した場合、本事業からの助成を受けるためには他機関等の助成を辞退することを条件とする。
※他機関等へ重複申請の際は、必ず交付申請書にその旨を記載すること。
- ・ 本事業の助成中に同一の調査・研究について他機関等からの助成を受けることはできない。
- ・ 営利目的で、調査・研究の業務を反復的かつ継続的に行う者は助成対象としない。
- ・ 反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っているとは判断される者は助成対象としない。

5. 助成額及び助成期間

- ・ 課題 1 件につき 200 万円を限度とする(審査の上、減額する場合がある)。間接経費がある

場合は、それを含めた金額とする。採択件数は3件程度。

- ・ 助成期間は令和11年1月末日までとする。
- ・ 研究の実施に直接必要な下記の費用項目に該当する経費を対象とする。申請額を限度額に近づける必要はなく、必要な金額を申請すること。
- ・ 助成金の適正な交付を行うため、交付の申請に係る事項に修正を加えることがある。

助成対象費用項目一覧：

物品費

- ・ 設備備品費：研究に必要不可欠な機器・システムの費用。10万円以上のものについては、必要な理由を明記すること。
- ・ 消耗品費：必要な機材や文具等の費用。使用により消費されるもの。
- ・ 図書費：必要な図書・資料のための費用。

旅費

- ・ 旅費：研究実施のための、申請者・共同研究者の交通費・宿泊費(1回2名分まで)。宿泊はおおむね1泊1万5千円まで。旅費はなるべく安価になるようにする。海外渡航費は不可。事業の実施において必要であることの理由を記入すること。

人件費・謝金

- ・ 諸謝金：外部協力者への謝金等。1人につき1回上限2万円、2回まで。諸謝金の上限は50万円とする。
- ・ 会議費：打合せの会場費・備品費。弁当代は不可(お茶代程度は可)。
- ・ 作業費：必要な補助作業を行った者に対する費用。申請者・共同研究者が所属する機関に雇用されている者への支出は不可。

その他

- ・ 印刷製本費：所属機関が所有するコピー機等を利用した場合は不可。
- ・ 通信運搬費：必要な通信費・郵送費。
- ・ 論文作成費：投稿論文の翻訳・英文校正料、論文投稿料、論文掲載料
- ・ 雑費：各種手数料等

※記載内容に不明な点がある場合は、審査委員会より確認を行う場合がある。

※採択された場合、申請書に記載された額と報告書に記載された支出に大幅な乖離が発生する場合(「助成対象費用項目」の各項目で10万円以上の差、かつ、変更額が申請額の50%を超える場合)は、事前に審査委員会に相談すること。

6. 選定方法及び採否通知

- ・ 日本薬剤師会 薬剤師職能振興研究助成事業 審査委員会において調査・研究課題の内容について「新規性」「重要性」「発展性」「実現性」「社会的意義」及び「総合評価」の観点から選定し、日本薬剤師会理事会が決定する。
- ・ 採否の結果は、令和8年12月中に電子メールで通知する。選定過程に関する問合せには応じられない。
- ・ 決定した調査・研究課題については、助成対象者の氏名・所属職名・研究課題名・助成金の額を公表する。

7. 助成金の交付

- ・ 助成金は、令和9年1月に一括して交付する。
- ・ 決定した助成金は申請者本人名義の口座に振込む。
※申請者の所属先の規程等により、申請者個人名義の口座への振込みが困難な場合には、事前に事務局まで連絡すること。

8. 交付に当たっての条件

- ・ 助成を受けた者は、善良な管理者の注意をもって調査・研究を行うこと。
- ・ 助成を受けた者は、別途定める通り申請研究にかかわる利益相反を正しく申告すること。なお、開示すべき内容は、日本薬剤師会学術大会一般演題の発表における規定に準ずるものとする。<https://www.nichiyaku.or.jp/yakuzaishi/conference/nichiyaku/coi>
- ・ 調査・研究の内容の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、予め本会に申請すること。
- ・ 助成を受けた者は、本会が「助成金交付規程」第15条の規定により助成金の全部または一部の返還を請求したときは、本会が指定する期日までに返還すること。

9. 成果の報告・公表・論文投稿

- ・ 助成を受けた者は令和10年1月までに、研究の進捗状況(収支に関する書類を含む)をとりまとめた「中間報告書」を日本薬剤師会に提出すること。その際、必ず可搬媒体(CD-ROM等)に記録して、可搬媒体と共に提出する。
- ・ 令和11年1月までに、研究結果と経費の支出をとりまとめた「完了報告書」を日本薬剤師会に提出すること。その際、必ず可搬媒体に記録して、可搬媒体と共に提出する。なお、未使用金がある場合は、今後の使用目的及び予定金額を別途提出すること。その内容によっては助成金の一部の返金を求めることがある。さらに、交付申請書に記載された研究内容のうち未実施の項目がある場合は、その理由を明記すること。
- ・ 令和11年1月までに学術論文誌に助成を受けた調査・研究に関する論文の投稿を行うこと。その際、論文内に、本事業の助成を受けた研究成果であることを明記し、論文のコピー等をPDFにて電子メールに添付の上、本会に送付すること。

- ・ 令和 11 年 12 月までに、本会主催の学術大会で発表すること。
- ・ 助成を受けた調査・研究に関わる発表や論文の投稿等を実施するときは、本会に報告すること。

10.個人情報

- ・ 日本薬剤師会が本件に関して取得した個人情報は、選定や助成の可否の通知など本申請に関する業務に必要な範囲に限定して使用する。

11.その他

- ・ 採択された調査・研究については、倫理審査委員会の承認を受け、関連した法規、指針、ガイドライン等を遵守して実施すること。
- ・ 日本薬剤師会の求めがある場合には、資料の提出、状況の報告等を行うこと。
- ・ 日本薬剤師会は、必要があると認めたときは、助成を受けた者に対し、助成を受けた調査・研究の経理ならびに事業内容等につき報告を求め、監査することがある。
- ・ 助成を受けた調査・研究の結果得られた成果に関する権利は、助成を受けた者に帰属する。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権の出願を行う場合は、予めその旨を本会に届け出るものとする。また、助成を受けた者は、予め、日本薬剤師会及び「助成金交付規程」に基づき本会が指定する都道府県薬剤師会又は地域薬剤師会に対し、無償で助成対象事業の結果得られた成果の利用を許諾するものとする。

【問合せ・交付申請書類提出先】

公益社団法人日本薬剤師会 医薬情報管理部
〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7 階
TEL:03-3353-1193 E-mail:di@nichiyaku.or.jp